

戸籍がないと どうなりますか？



住民票やパスポートは、
原則つくられません。
(一定の要件を満たしていれば、
つくられる場合があります。)

資格を取得する
ために、戸籍の
証明を求められる
ことがあります。



親の遺産を相続する
場合に、親子の証明が
できないことが
あります。



無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍の相談のことで」とお伝えください。

北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
関東甲信越静岡	青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
中部	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9911	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
近畿	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎
	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
中国	名古屋法務局	052(952)8130	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
九州・沖縄	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
	富山地方法務局	076(441)0550	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
四国	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
九州・沖縄	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎 2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
九州・沖縄	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市東朝日町192-3
	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
九州・沖縄	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
九州・沖縄	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(259)0668	鹿児島市鴨池新町1-2(※)
	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
九州・沖縄	那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川11-15-15 那覇第1地方合同庁舎

上記以外にも相談窓口があります。

詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。

受付時間 平日 8:30~17:15

※鹿児島地方法務局については、令和6年1月頃に「鹿児島市山下町13番10号 鹿児島第3地方合同庁舎」への移転を予定しています。

無戸籍 法務省



あなたの戸籍を つくるために

無戸籍の方へ

一人で悩まないで、
まずはご相談を。



法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」

無戸籍 法務省



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html



令和5年11月発行

戸籍って なんですか？



戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。



戸籍のない方が子を産んだ場合に、その生まれてきた子もまた無戸籍になってしまうことがあります。



戸籍をつくるための流れ

1 電話する

お近くの**無戸籍相談窓口**まで。
(裏面をご参照ください。)
電話せずにお越しいただいても構いません。
戸籍がない方ご本人でなくても相談できます。



2 相談する

相談窓口でお話を聞いた上で、お一人お一人に寄り添いながら丁寧に手続きをご案内します。

予約は不要です。
相談は無料です。
秘密は必ず守ります。
お気軽に
ご相談ください。



3 手続きを行う

戸籍をつくるために裁判の手続(※)が必要な場合には、そのための案内をします。
専門家の関与が必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター(法テラス)をご案内します。
各種行政サービスのことでお困りの方は、お住まいの市区町村等各種サービスの相談窓口にお問合せください。



※日本国籍を有しているにもかかわらず戸籍がない方について、家庭裁判所の許可によって戸籍をつくるための就籍という手続があります。詳しくは、お近くの無戸籍相談窓口まで。

※今の民法では、原則として、父のみが、裁判手続によって父子関係を否認することができますとされています。しかし、民法の改正により、**令和6年4月1日から、子及び母も、この裁判手続をすることができるようになります。**
また、**令和6年4月1日より前に生まれた子やその母も、令和6年4月1日から1年以内に限り、この裁判手続をすることができます。**



民法の改正の詳細内容は、こちらをご覧ください

法務省ホームページ
「民法等の一部を改正する法律について」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html



4 戸籍が つくられる

まずは、無戸籍相談窓口にご連絡ください。



上記について、Youtubeの法務省チャンネルにて動画を公開しています。

法務省ホームページ
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/pamphlet.html>)
からご覧ください。

戸籍がなくお困りの方をご存知の方からのご相談お待ちしております。

